

# 家電リサイクルの推進事業について

R 4. 7月

1. 背景  
 テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機などの家電4品目は、家電リサイクル法により、廃棄処分の際、リサイクル券の購入が義務付けられ、霞台クリーンセンターみらいや中継センターでの処理が出来ません。このため、市では、家電リサイクルに係る適切な情報提供や周知啓発とともに、家電4品目を対象とした戸別回収（収集運搬手数料1点1,500円）を実施しています。

2. 課題  
 市の戸別回収を利用する際、自身でメーカーやサイズ等を調べ適正なりサイクル券購入が課題となります。また、インターネット通販の隆盛により、処分依頼できる身近なお店が不在であることや、違法な廃品回収業者の存在なども関連し、全国不法投棄回収台数は年/約5万3千台（推計）に及んでいます。（令和2年度環境省調査：人口1万人あたりの回収台数：4.4台。町村の発生割合が高い傾向にある）

◎市内発生不法投棄廃家電\_処分件数（単位：台）

品目/年度	R1	R2	R3	計	割合
テレビ	90	78	80	248	47.1%
エアコン	-	7	5	12	2.3%
冷蔵庫	56	49	53	158	30.0%
洗濯機等	33	40	35	108	20.5%
計	179	174	173	526	100%

※環境省調査では計53,195台。うち、テレビ31,827(60%)、エアコン1,207(2%)、冷蔵庫11,724(22%)、洗濯機8,437(16%) 出典 R2 廃家電の不法投棄等の状況

3. 事業概要  
 家電リサイクルの推進を図るうえで、法令に基づき、市民・事業者・行政それぞれの責務を果たすことが求められます。官民連携による取組みの促進により家電リサイクルの利便性を向上させ、不法投棄の減少を図るとともに、地域経済活性化の一助となることもあわせて期待できます。

4. 実施事業  
 市内及び周辺家電小売店等に協力いただき、個人からの依頼を受けて、家電リサイクル品の収集運搬と処理（リサイクル券の購入代行）を実施いただきます。市は、家電リサイクル協力店とタイアップしながら、市民への情報提供及び周知啓発を行います。

5. 実施時期  
 令和4年度内に対象事業者の洗い出し調査及び協力店公募を開始し、随時、市民への情報提供及び周知啓発を実施します。

